

桜台会館運営規則

平成14年5月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、町会規約第1条2項(7)号の「桜台会館(以下会館という)の維持管理」について、会館の運営並びに使用方法などに関し必要な細則を定める。

(会館設置並びに使用目的)

第2条 会館は、町会運営に関わる集会施設のみならず、地域住民(町会員)の相互の親睦並びに教養を高め、児童や高齢者福祉の増進を図ることを目的として設置されている。

2. 会館は、町会運営に支障のない範囲で地域住民に開放されるが、この地域で会館設置の目的に沿って継続的かつ計画的に、自主的活動をしている団体の使用を優先する。但し、政治・宗教活動並びに営利を目的とする団体等の活動には、使用を認めない。

(会館運営委員会)

第3条 会館の運営業務を遂行するため、役員会の下に会館運営委員会を置く。

2. 委員は、役員の中から運営業務に必要なものを会長が指名し、役員会の承認を得るものとする。

3. 委員会は会長が総括し、受付・会計・清掃・防火管理などの担当者を定める。

4. 委員の任期は2年とし再任を妨げない。委員が任期中に辞任した場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(使用手続)

第4条 会館の使用を希望する場合は、所定の用紙に使用の目的、日時、人員、責任者の住所・氏名・電話等を記入して一週間前までに提出し、会長の承認を受けなければならない。

(使用時間・使用料)

第5条 会館の使用時間及び使用料金は次の通りとする。

時間 室名	午前 9時~12時	午後 13時~17時	夜間 18時~21時半
1階ホール	2,500円	2,500円	2,500円
2階和室1(15畳)	2,000円	2,000円	2,000円
2階和室2(10畳)	1,500円	1,500円	1,500円

(別途、光熱費・水道料として300円、食事等を伴う場合は一人50円を加算)

2. 会館は、毎週月曜日を休館日とする。

3. 使用料の免除

- (1) 地域住民(町会員)で構成する団体が公益的活動又は地域活動のために使用する場合は使用料を免除する。但し、他地域の住民(町会員以外)が利用人員の三割以上となる団体は使用料を免除しない。
- (2) 地域住民(町会員)の団体でも、光熱費・水道料300円は免除しない。

(遵守事項)

第6条 会館の利用者は、次の事項を遵守すること。

1. 騒音などにより近隣に迷惑をかけるない。
2. 公序良俗に反する行為をしない。
3. 火災には特に注意し、電気・エアコン・換気扇及びガスの取り扱いに注意する。
4. 備品及び建物を破損しないよう注意し、使用後の後始末を確実にする。
5. 食器類、ゴミの整理を実施し、使用時に出したゴミは持ち帰る。
6. 出入り口、窓等の施錠を確実に実施し、盗難に注意する。

(使用の取消し)

第7条 会館使用の承認を得たものが、次の各号に該当すると認められるときは、使用の承認を取消し、または使用を中止させることができる。

- (1) 使用願いに虚偽の記載があったとき。
 - (2) 使用目的を変更して使用したとき。
 - (3) 第5条の遵守事項に違反したとき。
2. 会長は、町会の事業等で会館を使用する必要性が生じたとき、または会館の整備、補修の必要性が生じたときは、会館の使用の承認を取消し、または使用を中止させることができる。

(損害賠償等)

第8条 故意または過失により会館施設または備品を汚損し、損傷し、または滅失させた者は、直ちにその状況を届けるとともに原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(会計)

第9条 会館の会計は、会計部が担当する。

(使用方法等の広報)

第10条 会館使用希望者に使用方法等の情報を提供するため、「桜台会館使用のしおり」を作成し、配付する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、役員会の承認を経て、会長がこれを行う。

付 則

- 1 この規則は、平成12年6月4日制定、同日より施行する。
- 2 この規則は、平成13年7月19日一部改正、同年4月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成14年5月23日一部改正、同年4月1日から施行する。